

第 1 章

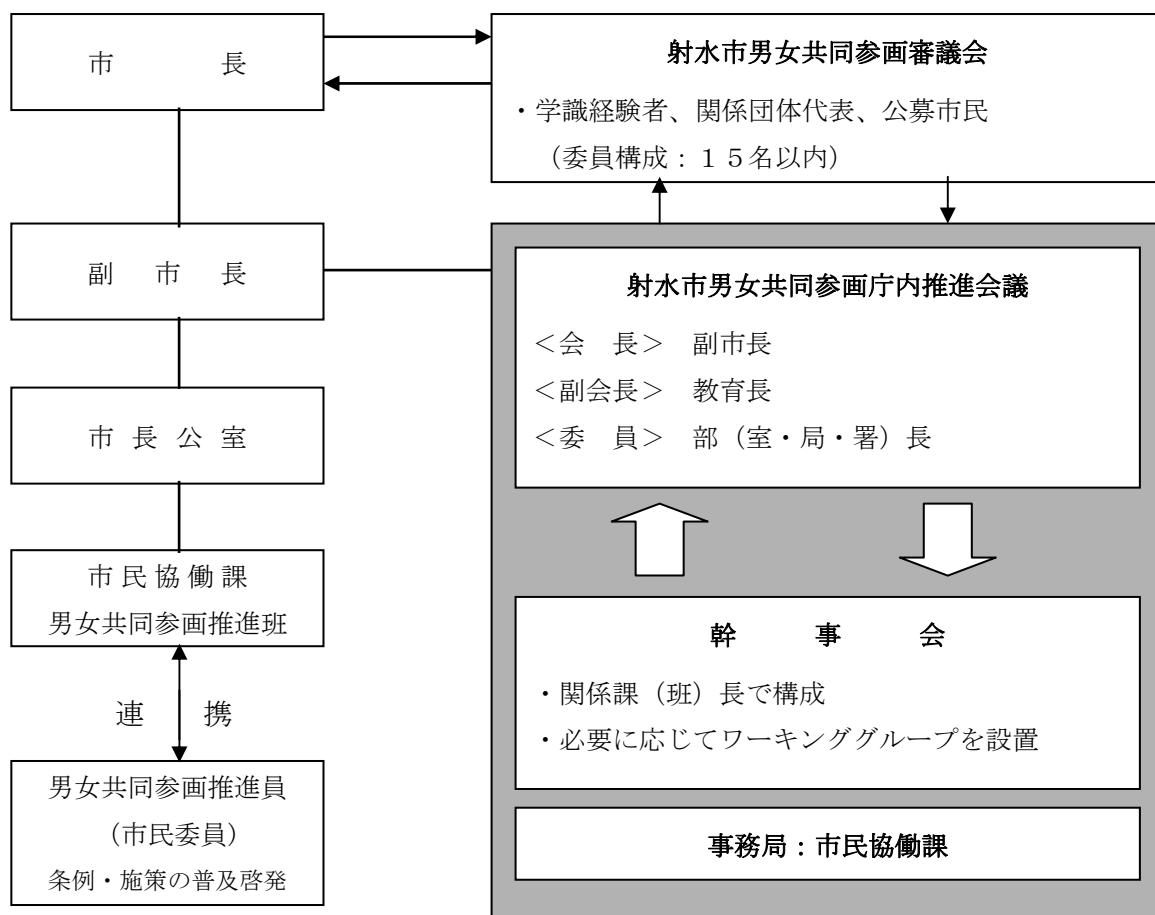
男女共同参画行政の概要

1 男女共同参画のあゆみ

2005年（平成17年）	企画総務部男女平等社会推進班設置 （国）男女共同参画基本計画（第2次）策定
2006年（平成18年）	射水市男女共同参画推進フォーラム開催 射水市男女共同参画推進条例公布
2007年（平成19年）	（県）富山県民男女共同参画計画（第2次）策定 射水市男女共同参画基本計画策定 射水市男女共同参画推進条例施行 市長公室市民協働課男女共同参画推進班設置 射水市男女共同参画庁内推進会議設置 射水市男女共同参画審議会設置
2008年（平成20年）	男女共同参画の推進に関する年次報告書＜平成19年度推進 施策の実施状況＞作成

2 男女共同参画行政組織体制

(1) 組織体制図



(2) 射水市男女共同参画審議会

審議会は、市の計画や男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び審議する組織として、射水市男女共同参画推進条例第17条に基づき、設置しています。

平成19年度は、

- ・ 審議会の運営（組織）について
- ・ 各分野の取組（現状）について

平成20年度は、

- ・ 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

(3) 男女共同参画庁内推進会議

射水市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、射水市男女共同参画庁内推進会議を設置しています。

＜所掌事務＞

- ① 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- ② 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- ③ その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項

平成19年度は、

- ・ 男女共同参画庁内推進会議の設置について
- ・ 女性の公職参加状況調査について
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について
- ・ 男女共同参画推進施策の進行管理について

平成20年度は、

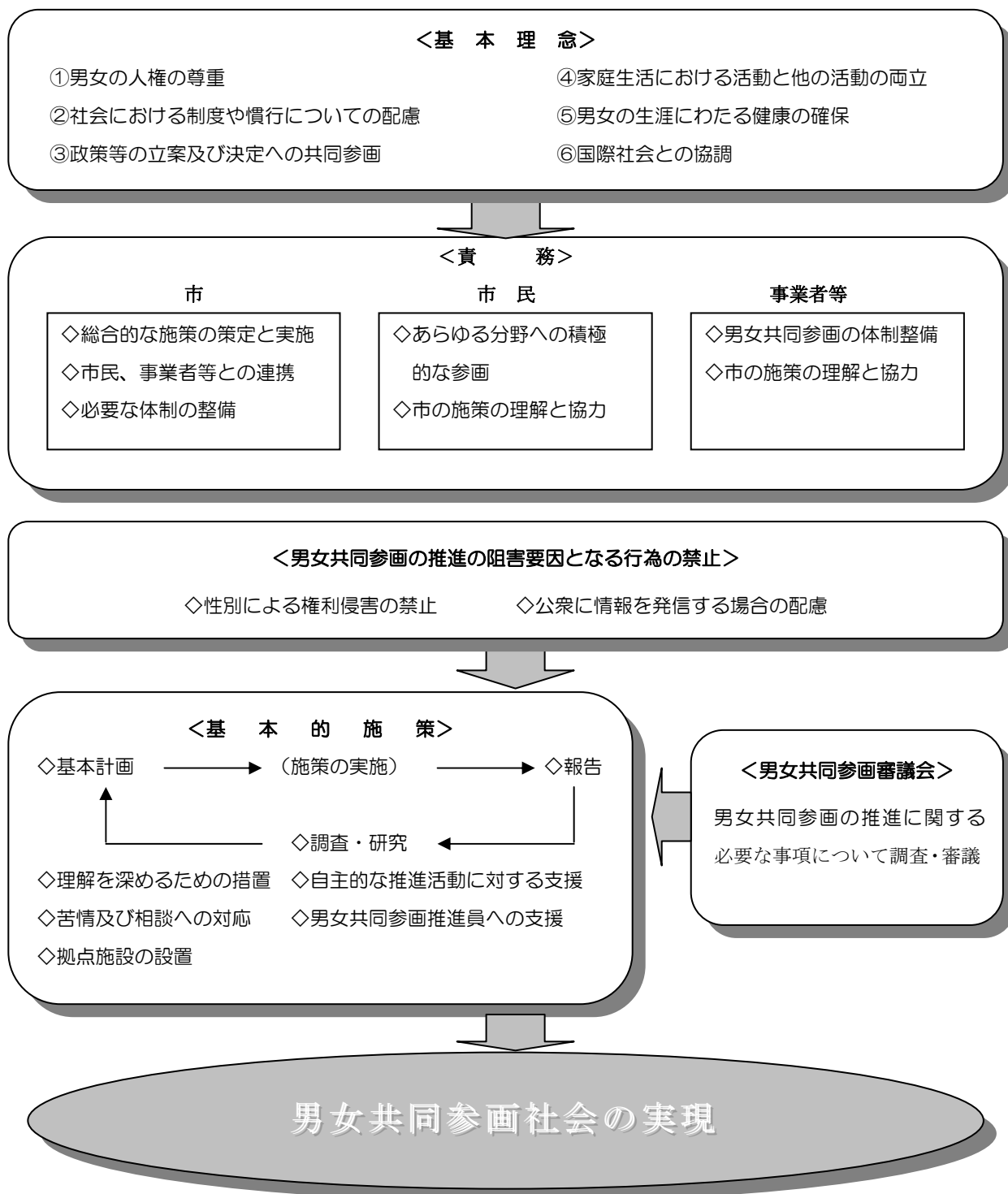
- ・ 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

3 射水市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の形成の推進について、市、市民、事業者等が主体的にその役割を理解し、協働して取り組むため、その法的根拠となる射水市男女共同参画推進条例を平成18年12月に公布しました。（平成19年4月1日施行）

<条例の仕組み>

※前文省略



4 射水市男女共同参画基本計画

少子・高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、高度情報化等の社会情勢の急速な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力ある社会を築いていく上においても、男女が性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮でき、共に社会を支えていく男女共同参画の実現が求められています。

男女共同参画社会の実現に向けて、市の基本姿勢となる「射水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために、平成19年3月に「射水市男女共同参画基本計画～男女きらめきプラン～」を策定しました。

<計画の体系>

